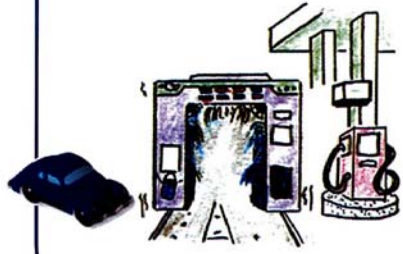


「特定施設」を設置していますか？

特定施設とは、悪質な排水を流すおそれがあるものとして、「水質汚濁防止法施行令別表1」や「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表2」に掲げられている施設です。施設が該当するかどうか判断がつかないときはご相談ください。



「自動式の洗車機」



クリーニング店の
「洗濯機」「ドライ洗浄機」



「300床以上の病院」

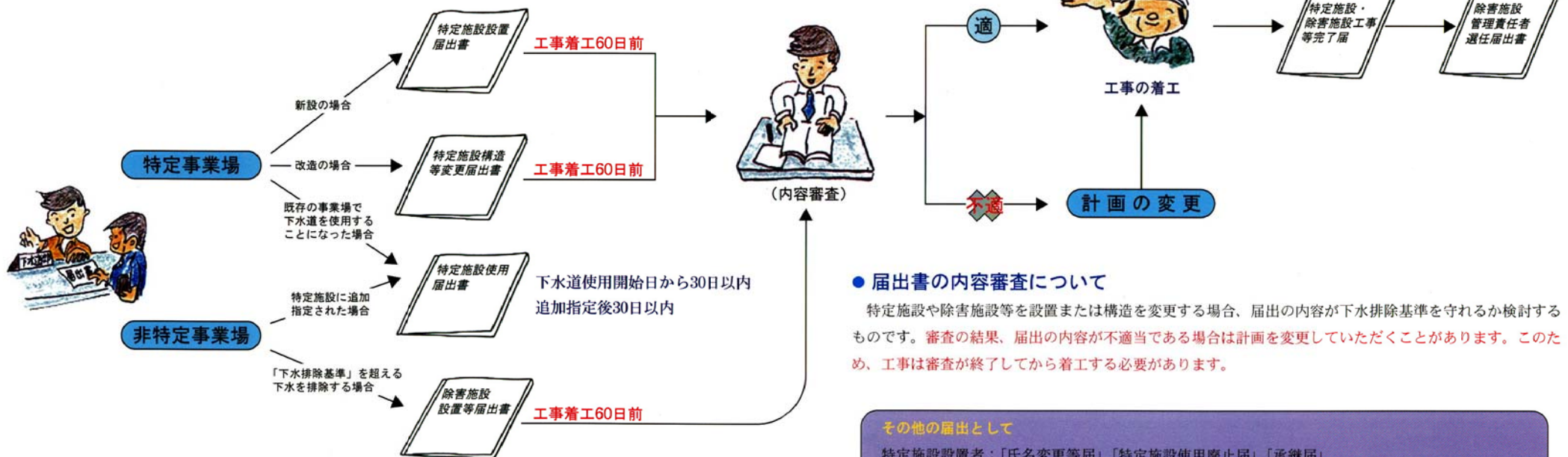


総床面積420㎡以上の「飲食店」

このほかにも写真店の「自動式フィルム現像機」や「電気めっき施設」等さまざまな施設があります。

- ★ 特定施設がある工場・事業場を「特定事業場」、特定施設のない事業場を「非特定事業場」といいます。
- ★ 非特定事業場に設置されている下水排除基準を守るための処理施設を「除害施設」といいます。

事業者の方は次の区分に応じ必要な届出をして下さい



● 届出書の内容審査について

特定施設や除害施設等を設置または構造を変更する場合、届出の内容が下水排除基準を守れるか検討するものです。審査の結果、届出の内容が不適当である場合は計画を変更していただくことがあります。このため、工事は審査が終了してから着工する必要があります。

その他の届出として

特定施設設置者：「氏名変更等届」「特定施設使用廃止届」「承継届」

除害施設設置者：「除害施設氏名変更等届」「除害施設使用廃止届」「除害施設承継届」があります。